長沼町国民健康保険条例の一部改正について

1　改正の趣旨

令和６年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）により、令和８年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、本条例の一部を改正する。

～子ども・子育て支援金制度～

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて令和８年度から拠出を求める制度。医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料などとあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

2　改正の概要

保険料の算定において、これまでの基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」（以下「子ども・子育て支援納付金」）を加えて、保険料を賦課し、徴収することとなるため、所要の改正を行うもの。

(1)　保険料率

子ども・子育て支援納付金については、道内の全市町村が北海道から示される市町村標準保険料率（統一保険料率）により賦課徴収を行う。

●令和８年度保険料率

区　分	所得割	均等割	18歳以上 均等割（※）	平等割
子ども・子育て支援納付金	0.29%	900円	200円	1，000円

※子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることを鑑み、子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の３月31日以前までの子どもに係る子ども・子育て支援納付金の均等割額を10割軽減し、当該軽減額を18歳以上の被保険者に賦課することにより、子どもがいる世帯への負担が軽減される。

(2)　賦課限度額

令和８年度：３万円（国民健康保険法施行令で示される法定限度額）

（3）　低所得者に係る保険料の軽減措置

子ども・子育て支援納付金においても、現行制度と同様、低所得者に対する均等割、平等割の軽減措置（軽減率：７割、５割、２割）を適用する。

３　施行期日

令和８年４月１日